

がん集団検診実施機関の精度管理調査

【調査概要】

がん検診の精度管理については、事業評価のためのチェックリスト及びプロセス指標（精検受診率等）の基準が示されており、都道府県においては、精度管理及び事業評価を実施し、その結果を公表することが求められている。調査対象は、令和5年度に市町村がん集団検診を実施した13施設とした。

【結果概要】

○プロセス指標値について（令和3年度結果）

胃がん（X線）	<ul style="list-style-type: none"> ・ D施設で要精検率が高い ・ E、F、G施設で精検受診率が低い
肺がん	<ul style="list-style-type: none"> ・ D施設で要精検率が高い ・ A、E、G施設で精検受診率が低い
大腸がん	<ul style="list-style-type: none"> ・ A、L、Mで要精検率が高い ・ C、E、F、G、H、K、L、I施設で精検受診率が低い
乳がん	<ul style="list-style-type: none"> ・ I施設で要精検率が高い ・ E施設で精検受診率が低い
子宮頸がん	* 今後、CIN3、AISの集計を行う
各がん共通	・ ほとんどの施設でがん発見率が低い

○チェックリスト遵守状況（令和5年度に行った検診の体制）

[遵守できていない項目数]

がん種	施設名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
胃がん（X線）		3	0	1	5	0	0	0	4	—	0	—	—	—
肺がん		2	0	1	6	0	0	3	4	—	0	0	1	—
大腸がん		3	1	3	5	0	0	0	4	—	0	0	1	—
乳がん		—	0	—	3	0	0	—	9	1	0	—	—	—
子宮頸がん		—	1	—	—	0	0	—	10	—	0	—	—	—

[複数の検診機関で遵守できていない項目]

胃がん（X線）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明 ・ 胃部エックス線読影に携わった技師が、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得 ・ 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果について、市町村や医師会から求められた項目の積極的な把握 ・ 自施設の検診結果について、プロセス指標値を把握
肺がん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肺がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明 ・ 自施設の検診結果について、プロセス指標値を把握 ・ 自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けて検討
大腸がん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明 ・ 便潜血検査のキット名、測定方法、カットオフ値を仕様書にすべて明記 ・ 受診者への結果の通知・説明、または市町村への報告を検体回収後2週間以内に実施 ・ 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果について、市町村や医師会から求められた項目の積極的な把握 ・ 自施設の検診結果について、プロセス指標値を把握
乳がん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果について、市町村や医師会から求められた項目の積極的な把握
子宮頸がん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自施設の検診結果について、プロセス指標値を把握

令和5年度 がん集団検診実施機関の精度管理調査
(令和3年度検診機関別プロセス指標等)

【胃がん(エックス線)】

基準値	委託 市町村数	予定 人数	受診者 (人)	要精検率 (%)		精検 受診率 (%)		がん 発見率 (%)		陽性反応 適中度 (%)		チェックリスト 遵守できて いない項目数
				7.7以下	90以上	0.19以上	2.5以上	全26項目中				
A	1	50	45	0.0	—	0.00	—	—	3			
B	1	350	327	4.9	100.0	0.31	6.3	0				
C	1	100	92	0.0	—	0.00	—	1				
D	1	460	385	8.1	93.5	0.26	3.2	5				
E	7	2,603	2,476	4.6	81.7	0.12	2.6	0				
F	26	12,520	10,152	2.7	85.6	0.12	4.4	0				
G	3	4,320	2,686	3.7	80.0	0.07	2.0	0				
H	2	530	316	2.2	100.0	0.00	0.0	4				
I												
J									0			
K												
L												
M												

【肺がん】

基準値	委託 市町村数	予定 人数	受診者数 (人)		要精検率 (%)		精検 受診率 (%)		がん 発見率 (%)		陽性反応 適中度 (%)		チェックリスト 遵守できて いない項目数
			(再掲) 喀痰	(再掲) 喀痰	(再掲) 喀痰	(再掲) 喀痰	(再掲) 喀痰	(再掲) 喀痰	(再掲) 喀痰	(再掲) 喀痰	全40項目中		
A	1	300	151	8	1.3	0.0	0.0	—	0.00	0.00	0.0	—	2
B	3	2,619	2,906	81	1.0	1.2	100.0	100.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0
C	1	300	223	10	0.0	0.0	—	—	0.00	0.00	—	—	1
D	1	840	771	24	6.9	0.0	92.5	—	0.00	0.00	0.0	—	6
E	4	1,490	1,740	98	1.8	0.0	87.5	—	0.11	0.00	6.3	—	0
F	27	18,703	16,206	685	0.3	0.1	98.0	100.0	0.02	0.00	6.1	0.0	0
G	3	4,920	3,017	263	1.2	0.0	88.9	—	0.00	0.00	0.0	—	3
H	2	750	541	19	0.4	0.0	100.0	—	0.00	0.00	0.0	—	4
I													
J													0
K	1	550		7	0.0		—		0.00		—		0
L	1	190		26	0.0		—		0.00		—		1
M													

【大腸がん】

	委託 市町村数	予定 人数	受診者数 (人)	要精検率 (%)	精検 受診率 (%)	がん 発見率 (%)	陽性反応 適中度 (%)	チェックリスト 遵守できて いない項目数
基準値				6.8以下	90以上	0.21以上	3.0以上	全26項目中
A	1	300	151	7.3	100.0	0.00	0.0	3
B	3	2,827	2,920	4.9	92.3	0.27	5.6	1
C	1	300	220	6.4	35.7	0.00	0.0	3
D	2	1,600	1,416	5.1	91.7	0.07	1.4	5
E	2	1,000	918	5.4	84.0	0.11	2.0	0
F	25	16,649	15,465	4.7	78.3	0.12	2.5	0
G	2	1,148	1,042	5.7	81.4	0.19	3.4	0
H	2	850	600	5.5	84.8	0.17	3.0	4
I								
J								0
K	1	2,200	1,664	3.8	84.4	0.12	3.1	0
L	1	350	309	10.7	75.8	0.00	0.0	1
M	1	350	560	7.5	90.5	0.36	4.8	

【乳がん】

	委託 市町村数	予定 人数	受診者数 (人)	要精検率 (%)	精検 受診率 (%)	がん 発見率 (%)	陽性反応 適中度 (%)	チェックリスト 遵守できて いない項目数
基準値				6.5以下	90以上	0.40以上	6.1以上	全26項目中
A								
B	1	315	284	1.4	100.0	0.00	0.0	0
C								
D								3
E	9	1,492	1,476	2.2	62.5	0.20	9.4	0
F	25	8,850	8,550	3.4	94.8	0.23	6.9	0
G								
H	1	200	110	0.9	100.0	0.00	0.0	9
I	1	113	286	6.6	94.7	0.00	0.0	1
J								0
K								
L								
M								

【子宮頸がん】

	委託 市町村数	予定 人数	受診者数 (人)	要精検率 (%)	精検 受診率 (%)	がん 発見率* (%)	陽性反応 適中度* (%)	チェックリスト 遵守できて いない項目数
基準値				2.5以上	90以上	0.15以上	5.9以上	全26項目中
A								
B	1	240	231	0.0	—	0.00	—	1
C								
D								
E	11	2,001	1,578	0.6	100.0	0.00	0.0	0
F	23	7,295	7,057	0.7	95.9	0.03	4.1	0
G								
H	1	150	79	0.0	—	0.00	—	10
I								
J								0
K								
L								
M								

※施設名はA～Mで記載

※チェックリストは令和5年度実施分について調査

※厚生労働省「がん検診のあり方に関する検討会報告書「がん検診の事業のあり方について(令和5年6月)」によると、子宮頸がん検診の
がん発見率・陽性反応適中度の算出は「CIN3以上(AIS含む)であった者」を用いるとされているが、本調査は「がんであった者」を用いている

大腸がん検診精度管理調査(検診機関用)調査票

1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)

解説:
 ① 下記の6項目を記載した資料を、受診者全員に個別に配布されたかをお答えください
 (ポスターや周診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみの説明は不適切です)
 ② 受診時に貴施設で配布された場合、あるいは、貴施設以外(自治体等)が受診動員時に配布された場合※のどちらでも可です
 ※あらかじめ資料内容を確認し、下記の6項目が含まれている場合は○と回答してください

(1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(便潜血検査の再検は不適切であることを説明しましたか

(2) 精密検査の方法について説明しましたか
 (検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること)

(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※
 ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できます(個人情報保護法の例外事項として認められています)

(4) 検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれらるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか

(5) 検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか

(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか

2. 検査の精度管理

解説:
 ① 検査を外注している場合は、外注先施設の状況を確認して回答してください
 ② 自治体・医師会等が外注先施設を指定しており、本調査の回答を指定している場合は、それに従って回答してください
 ③ 自治体や医師会等が把握していない場合は、直接外注先施設に確認して回答してください

(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか

(2) 便潜血検査キットのキット名、測定方法(的手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性法の場合は検出感度)を仕様書※にすべて明記しましたか
 ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことです(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していれば可です)
 貴施設(もしくは医師会等)が仕様書にキット名、測定方法、カットオフ値のすべてを明記した場合に○と回答してください

(3) 大腸がん検診マニュアル(2021年度改訂版、日本消化器がん検診学会刊行)に記載された方法に準拠して行いましたか※
 ※測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定があります
 検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に努める必要があります

3. 検体の取り扱い

解説:
 ① 検査を外注している場合は、外注先施設の状況を確認して回答してください
 ② 自治体・医師会等が外注先施設を指定しており、本調査の回答を指定している場合は、それに従って回答してください(★以外)
 ③ 自治体や医師会等が把握していない場合は、直接外注先施設に確認して回答してください

(1) 採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明しましたか

(2) 採便後即日(2日目)回収を原則としましたか(離島や遠隔地は例外とします)

(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか

(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか

(5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか

(6) 検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか(検査機器の不調や検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます)

(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか

4. システムとしての精度管理

(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内※になされましたか
 ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも2週間以内に通知していれば可です

(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか。
 もしくは外注先が全て報告したことを確認しましたか
 ※地域保健・健康増進事業報告(注1)に必要な情報を指します

(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目※の積極的な把握に努めましたか
 ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します

(4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※
 ※本調査では令和3年度のプロセス指標値について回答してください
 貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です

(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。
 あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	遵守できていない 検診機関数
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	3
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	3
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	2
	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	4
	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	1

注1 地域保健・健康増進事業報告:
 全国の保健所及び市区町村は、毎年1回回りにがん検診の結果を報告します。
 この報告書では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。

子宮頸がん検診精度管理調査(検診機関用)調査票

1. 受診者への説明(検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)

解説:
 ① 下記の6項目を記載した資料を、受診者全員に個別に配布されたかをお答えください
 (ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみの説明は不適切です)
 ② 受診時に貴施設で配布された場合、あるいは、貴施設以外(自治体等)が受診勧奨時に配布された場合※のどちらでも可です
 ※あらかじめ資料内容を確認し、下記の6項目が含まれている場合は○と回答してください

(1) 検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分^{注3}で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか
 ※検体不適正以外の細胞診判定(ASO-USなど)を「要再検査」などに区分するのは不可です

(2) 精密検査の方法について説明しましたか
 (精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など)

(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか[※]
 ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できます(個人情報保護法の例外事項として認められています)

(4) 検診の有効性(細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること)に加えて、がん検診で必ずがんが見つかるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか

(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか

(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか

2. 検診機関での精度管理

(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行いましたか

(2) 細胞診の方法(従来法/液状検体法、採取器具)を仕様書^{注4}に明記しましたか
 ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していれば可です)
 医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください

(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び陰部表面の全面擦過により細胞診を採取し^{注1}、迅速に処理^{注2}しましたか
 ※採取した細胞は、直ちにスライドガラスに塗抹して速やかに固定してください
 または、直ちに液状検体細胞診用の保存ボトル内に攪拌懸濁し固定してください

(4) 細胞診の業務(細胞診の判定も含む)を外部に委託する場合は、その委託機関(施設名)を仕様書^{注4}に明記しましたか
 ※業務を委託していない場合は回答不要です
 回答欄にハイフン(-)を入力してください(空欄にしないでください)
 ※医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください

(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか[※]
 ※不適正例があった場合は必ず再度検体採取を行ってください。不適正例が無い場合は、再度検体採取を行う体制を有していれば○と回答してください

(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか[※]
 ※不適正例があった場合は必ず原因を検討し対策を講じてください。不適正例が無い場合は、対策を講じる体制を有していれば○と回答してください

(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか

(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか

(9) 問診の上、症状(体がんの症状を含む)のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか
 ※有症状者がいなかった場合は、診療へ誘導するルールが予めあれば○と回答してください

(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか

(11) 視診は陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか

3. 細胞診判定施設での精度管理

解説:
 ① 細胞診判定を外注している場合は、外注先施設の状況を確認して回答してください
 ② 自治体・医師会等が外注先施設を指定しており、本調査の回答を指定している場合は、それに従って回答してください
 ③ 自治体や医師会等が把握していない場合は、直接外注先施設に確認して回答してください

(1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。
 もししくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか^{注2}

(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行い^{注2}、再スクリーニング施行率を報告しましたか[※]
 ※自治体、医師会等から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告できる体制があれば○と回答してください
 また公益社団法人日本臨床細胞学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告していれば○と回答してください

(3) 細胞診結果の報告には、ベセスダシステム^{注3}を用いましたか

(4) 全ての子宮頸がん検診検体の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しましたか[※]
 ※必ず全ての検体について実施してください。一部でも実施しない場合は不適切です(本調査には×と回答してください)

(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか[※]
 ※がん発見例については必ず見直ししてください。がん発見例が無い場合は、見直し体制があれば○と回答してください

(6) 検本は少なくとも5年間は保存していますか

4. システムとしての精度管理

(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内^{注1}になされたか
 ※貴施設から市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば○です
 また、細胞診判定施設から市区町村を介して結果を通知する場合は、市区町村に報告期間を確認して回答してください

(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報^{注4}について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか
 ※地域保健・健康増進事業報告(注4)に必要な情報を指します

(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果^{注4}(精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと)について、市区町村や医師会等から求められた項目^{注4}の積極的な把握に努めましたか
 ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します

(4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会(自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医^{注4}を交えた会)等を設置していますか。もししくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか
 ※当該検診機関に雇用されていない子宮頸がん検診専門家あるいは細胞診専門医を指します

(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中等のプロセス指標値を把握しましたか[※]
 ※本調査では令和3年度のプロセス指標値について回答してください
 貴施設毎で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です

(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。
 あるいは、都道府県的生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考に改善に努めましたか

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	遵守 できて いない 検診 機関 数
1. 受診者への説明	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(1) 検査結果は「精密検査不要」...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(2) 精密検査の方法について説明...	/	○	/	/	○	○	×	/	○	/	/	/	/	1
(3) 精密検査結果は市区町村等へ...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(4) 検診の有効性(細胞診による...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(5) 検診受診の継続(隔年)が重要...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
2. 検診機関での精度管理	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(1) 検診項目は、医師による...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(2) 細胞診の方法(従来法/液状...	/	○	/	/	○	○	×	/	○	/	/	/	/	1
(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(4) 細胞診の業務(細胞診の判定...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(5) 検体が不適正との判定を受け...	/	○	/	/	○	○	×	/	○	/	/	/	/	1
(6) 検体が不適正との判定を受け...	/	○	/	/	○	○	×	/	○	/	/	/	/	1
(7) 検診結果は少なくとも5年間...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(9) 問診の上、症状(体がんの症...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(10) 問診記録は少なくとも5年間...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(11) 視診は陰鏡を挿入し、子宮...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
3. 細胞診判定施設での精度管理	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(1) 細胞診判定施設は、公益社団...	/	○	/	/	○	○	×	/	○	/	/	/	/	1
(2) 細胞診陰性と判断された検体...	/	○	/	/	○	○	×	/	○	/	/	/	/	1
(3) 細胞診結果の報告には、ベセ...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(4) 全ての子宮頸がん検診検体の...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(5) がん発見例は、過去の細胞所...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(6) 検本は少なくとも5年間は保...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
4. システムとしての精度管理	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(1) 受診者への結果の通知・説明...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(2) がん検診の結果及びそれに関...	/	○	/	/	○	○	/	○	/	○	/	/	/	0
(3) 精密検査方法及び、精密検査...	/	○	/	/	○	○	×	/	○	/	/	/	/	1
(4) 診断・判定の精度向上のため...	/	○	/	/	○	○	×	/	○	/	/	/	/	1
(5) 自施設の検診結果について、...	×	○	/	/	○	○	×	/	-	/	/	/	/	2
(6) プロセス指標値やチェックリ...	/	○	/	/	○	○	×	/	○	/	/	/	/	1

注1 一般社団法人 日本婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引き参照
 注2 公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照
 注3 ベセスダシステムによる分類: The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition及びベセスダシステム2001アトラス 参照
 注4 地域保健・健康増進事業報告
 全国の保健所及び市区町村は、毎年1回国にがん検診の結果を報告します。
 この報告書では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。